

# 岐阜県自然環境保全協定運用要領

## 第1 目的

この要領は、岐阜県自然環境保全条例（昭和47年岐阜県条例第17号）第36条に規定する自然環境保全協定（以下「協定」という。）の締結について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 対象となる地域

県下全域とする。

## 第3 対象となる開発行為及び基準

対象となる開発行為及びその基準は、岐阜県自然環境保全条例施行規則（昭和47年岐阜県規則第102号。以下「規則」という。）第35条第1項の規定による。

なお、規則第35条第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに定める開発行為に係る面積の算定については、次のとおりとする。

- (1) 一団の土地の区画形質を変更する開発に係る工事を行う土地の区域（残置森林を含む。以下「開発区域」という。）の面積とする。
- (2) 既に着手している開発行為を拡張する場合にあっては、既着手分を含めた面積とする。

## 第4 協定の締結

規則第35条第1項各号に掲げる開発行為をしようとする者（以下「開発行為者」という。）は、自然環境保全協定書（様式第1）により、県事務所が設置されている地域にあっては県事務所長と、それ以外の地域にあっては知事（岐阜地域環境室）と協定を締結するものとする。

## 第5 協定締結までの手続き

開発行為者は、岐阜県土地開発事業の調整に関する規則（平成12年岐阜県規則第44号）第3条に該当する開発行為にあっては同規則第4条第5項の規定に定める開発協議等を求める通知を受けた後、その他の場合にあっては開発行為の着手前に、次の手続き等を行うものとする。

### (1) 自然環境保全調査の実施

重要な自然環境が現存する地域及び貴重な動植物種の保全を図るため、あらかじめ開発区域内の現況を把握することを目的に、自然環境保全調査実施要領に基づき調査を実施するものとする。

### (2) 自然環境保全計画書の策定

(1)の調査結果を踏まえ、次の事項に留意して自然環境保全計画書（様式第2）を策定するものとする。

- ① 重要な自然環境が現存する地域（以下「自然環境保全調査要領別表-2の基準による植生自然度が8以上の地域及び湿地等」をいう。）については、原則として変改地域から除き、やむを得ない場合に限り適切な保護・保全策を講じること。
- ② 貴重な動植物種が確認された区域及び、その周辺地域（以下「保護区域」という。）については、①と同様の対策を講じること。
- ③ 現状の地形を極力活用し、土地の変改を最小限にとどめること。
- ④ 変改した自然環境は極力回復を図ることとし、回復にあたっては当該調査により把握した現存植生、潜在植生を考慮した樹種等の選定及び工法を講じること。
- ⑤ その他自然環境への影響を軽減するために必要な対策を講じ、地域の自然環境の保全、回復又は創出及びその維持管理に努めること。

### (3) 協議の方法

自然環境の保全に関する協議書（様式第3）に自然環境保全計画書及び必要な書類を添え、知事又は県事務所長にあらかじめ協議をするものとする。

## 第6 開発行為の着手

協定を締結した開発行為者（以下、「協定締結者」という。）は、当該協定書に定めた事項（以下「協定事項」という。）に係る工事に着手したときは、協定事項着手届（様式第4）を知事又は県事務所長に提出するものとする。

## 第7 協定の履行の確保

- 1 協定締結者は、協定事項に係る工事に着手した後、貴重な動植物等が確認されたとき、その他特別な事情が生じたときは、速やかに知事又は県事務所に報告し、今後の対応について指示を仰ぐものとする。
- 2 知事又は県事務所長は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、協定締結者に対し必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該区域に立ち入らせ、協定事項の履行状況を検査させることができる。
- 3 知事又は県事務所長は、検査等の結果、協定の内容に違反した行為があると認められるときは、協定締結者に対し必要な措置を講ずるよう指導、要請及び勧告することができる。
- 4 協定締結者は、2により知事又は県事務所長から報告を求められたとき、又はその職員が協定事項の履行状況を検査するときは、これらに協力しなければならない。

#### 第8 協定の内容変更に係る必要な手続き

- 1 協定締結者は、次のいずれかに該当するときは、再度、第5の規定による手続きをしたうえで、第4の規定による協定を締結するものとする。ただし、既に第5(1)の調査がなされている区域については自然環境保全調査を省略することができる。
  - (1) 既に協定を締結している開発区域を拡張しようとする場合であって、拡張する区域の面積が1ha以上のとき
  - (2) 協定事項に係る工事が完了する前において、新たに貴重な動植物の確認その他事業計画の変更等により、当初の自然環境保全計画書を見直す必要があるとき
- 2 次のいずれかに該当するときは、1の手続きを要しない。ただし、あらかじめ知事又は県事務所長に協定事項変更届(様式第5)及び当該変更を証する書類を提出するものとする。
  - (1) 拡張する区域の面積が1ha未満の場合であって、新たな開発行為により土地の変改を行う区域が貴重な動植物の保護・保全区域にかかわらず、かつ、残置又は造成しようとする森林又は緑地の面積が、「土地開発事業調整基準運用要領」に定める範囲内にあるもの
  - (2) 既に協定を締結している開発区域を縮小するとき
  - (3) 法人名を変更するとき
  - (4) 自然環境保全計画書のうち、工程の変更であって、回復計画の施工に支障がないもの
- 3 協定締結者(以下この項において「旧協定締結者」という。)が、協定事項の履行に係る権利を移転し、新たに権利を取得した者(以下この項において「新協定締結者」という。)が引き続き協定事項の履行をしようとするときは、次の手続きを行うものとする。なお、新協定締結者が知事又は県事務所長と協定を締結した時点で、旧協定締結者による協定は失効するものとする。
  - (1) 旧協定締結者は、知事又は県事務所長に対し、権利を移転する旨を協定事項変更届により届け出るものとする。
  - (2) 新協定締結者は、第5の手続きをしたうえで、第4の規定による協定を締結するものとする。ただし、第5(1)の自然環境保全調査は省略することができる。
- 4 知事又は県事務所長は、協定事項に係る工事が完了する前において、関係地域内の自然環境の状況が著しく変化したことにより自然環境の保全上必要があると認めるときは、協定締結者に対し第5による手続きの全部又は一部を再度実施するよう求めることができる。

#### 第9 手続きの併合

- 1 知事又は県事務所長は、一又は二以上の開発行為者が相互に関連する二以上の開発行為を実施しようとするときは、開発行為者に対し、これらの開発行為に係るこの要領の規定による手続きを併せて実施するよう求めることができる。
- 2 二以上の開発行為者が相互に関連する二以上の開発行為に係るこの要領の規定による手続きを併せて実施する場合において、これらの開発行為者のうちから代表する開発行為者を定めたときは、当該代表する開発行為者は、代表開発行為者届(様式第6)を知事又は県事務所長に届け出なければならない。

#### 第10 協定事項の完了等の手続き

協定締結者は、協定事項に係る工事が完了したとき又は廃止、中止若しくは再開しようとするときは、協定事項完了届その他必要な届(様式第7から様式第10まで)を知事又は県事務所長に提出するものとする。

## 第 11 完了等確認

知事又は県事務所長は、自然環境保全計画書に個別具体的な保護・保全策が立てられているものについて完了等に係る届け出がなされたときは、速やかに現地に立ち入り、履行状況を確認するものとする。

## 第 12 台帳の整理

知事又は県事務所長は、事務処理の都度所要事項を様式第 1 1 に記載し、処理状況を明らかにするものとする。

## 第 13 管轄をまたがる行為の取扱い

当該開発区域が、二以上の県事務所の区域をまたがるものにあつては知事（自然環境保全課）がそれぞれ処理するものとする。

## 第 14 定期報告

岐阜地域環境室長及び県事務所長は、事務処理状況を年度毎に整理し、その翌年度の 4 月 3 0 日までに、自然環境保全課長に報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和 4 9 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 5 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 6 0 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 年 1 0 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。ただし、改正後の要領第 7 の（2）については、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に土地開発事業の適正化に関する指導要綱（昭和 4 8 年 8 月 1 5 日公示）第 2 章の規定による土地開発事業事前協議申出書又は土地取引等における事前指導要綱（昭和 5 0 年 2 月 1 2 日土対第 1 7 3 号）第 3 の規定による土地売買等届前協議申請書が市町村長に受理され、施行日以後内容を変更せずに実施されるもの又は内容を変更して実施されるもののうちその内容の変更が軽微であると知事が認めたものであつて、施行日から起算して 2 年以内に開発行為に着手するものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に土地開発事業の適正化に関する指導要綱（昭和 4 8 年 8 月 1 5 日公示）第 2 章の規定による土地開発事業事前協議申出書又は土地取引等における事前指導要綱（昭和 5 0 年 2 月 1 2 日土対第 1 7 3 号）第 3 の規定による土地売買等届前協議申請書が市町村長に受理され、施行日以後内容を変更せずに実施されるもの又は内容を変更して実施されるもののうちその内容の変更が軽微であると知事が認めたものであつて、施行日から起算して 2 年以内に開発行為に着手するものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領の施行の日前に岐阜県自然環境保全条例第 3 6 条による協定を締結しているものについては、改正前の岐阜県自然環境保全協定運用要領 1 2 の規定による変更協定の締結を必要とする事由が生じた時点から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、岐阜県自然環境保全協定運用要領の一部を改正する要領（平成12年4月1日施行）附則のただし書きの規定については、この要領施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。